		55	▽二○二○年上半期ハイライト〔下〕	
50	野村昭	40	アニュー カヶ崎 茂	▼二二三六(七月一五日)号
	(計士・監査審査会における最近の			概要〔Ⅲ·完〕 編 集 部 59
41	[Ⅲ] 中村直人・倉橋		V 「サステナビリティ・ガバナンス」の重	▽第二回取締役会事務局アンケート集計結果の
	二回取締役会事務局アンケート集			ビズムの実態・光と影 秋山健太 48
30	伊藤広樹・森 駿介・深津	32	内田修平・邉 英基	Ⅲ 海外におけるヘッジファンド・アクティ
	の株主総会の		他	▽第六○回東京大学比較法政シンポジウム
18	戸興史・武井		> 令和元年改正会社法の実務対応(8・完)	日興アセットマネジメント 46
	ト〔下〕(座談会) 神田秀樹・坂本	27		▽機関投資家に聞く(9)
	リオマネ		って――	性とは――
4	倒・樋口		資家に聞く」第一期を	ワードシップ
	彦・香川		家のスチュワードシップ活動のいくつ	ポレートガバナンス・
	▽「社外取締役の在り方に関する実務指針」の	14	中村直人・倉橋雄	野澤大和・辰巳 郁 25
	▼二二三九(八月二五日)号		▽第二回取締役会事務局アンケート集計結果の 幸行言」の構写	社債の管理のあり方
7	ク 里 E	4	公本用弋・中野王	起务付応6) また テーチー
3	ト 野 田 川	-	り生り方所宅	(
	ス変革と株主・シンオシウム		▼二二三七(七月二五日)号	彦 題
59	中	56	新 集 音	□
	「[]の取締役会事務局アン		取組	う](土) (大三) (大三) (大三) (大三) (大三) (大三) (大三) (大三
50	吉田宏克・高木 悠・岩田 航	•	E	最終回 企業統治改革の帰結と今後の改革方
	久	54	りそなアセットマネジメント	コードは何をもたらしたのか
	報酬——経営者報酬!		▽機関投資家に聞く(10)	▽アベノミクス下の企業統治改革――二つの
	酬ガバナンス・コーポレー	31	向〔下〕 宮島英昭・齋藤卓爾	11三五(七月五日) 号
44	小品	73	企業統治改革の帰結と今後の改革	
	要		コードは何をもたらしたのか	提 載 号 別
30	香川隼人・行廣侑真		1.	<u>}</u>
	第(『『『一日』 『日正彦・白岩直	23	美	村 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	組織の変革に向けて~一の解説		攻めのガバナンスのための混合対価M	*定期欄については後掲「テーマ引」を参照
	~事業ポートフォリオ		Ⅳ 混合対価M&Aに係る法整備の必要性	・頁」
6			▽第六○回東京大学比較法政シンポジウム	「テーマ別」の論説等の下の数字は「
	田村俊	14	黒 田 裕	*「掲載号別」の執筆者の下の数字は「頁」
			株式交付を用いた株対価公開買付け	
	▽事業再編実務指針とポートフォリオマネジメ		▽令和元年改正会社法の実務対応? □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	▼二二三八(八月五・一五日)号	12 4	〈実務家コメント〉 野澤大和 株式交付制度 大杉 謙一	Ī
			·	

	2020年下期索引	旬刊●商 事 法 務
▽令和元年改正会社法の実務対応()~(8・完) 社債の管理のあり方の見直しと実務対応 杜債の管理のあり方の見直しと実務対応 株式交付を用いた株対価公開買付け 株式交付を用いた株対価公開買付け 株式交付を用いた株対価公開買付け 黒 田 裕 三三・14 その他の改正が実務に与える影響 内田修平・邉 英基 三三・32 「会社法の一部を改正する法律」等の施行に 伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説 ○会社計算規則の一部を改正する省令の解説	- 美	株式交付・株式の無償発行と発行開示規制 *** ** ** ** ** ** **
■ 新規・成長企業へのリスクマネー供給促 ■ 新規・成長企業へのリスクマネー供給促 社債) 一学和元年会社法改正の意義で 社債の管理に関する会社法改正の意義と課題 社債の管理に関する会社法改正の意義と課題 を 三三・13 「実務家コメント」 野 澤 大 和 三三・23	○ 社債発行手続・リスクマネー供給促進に係る ○ 二○一九年度株式分布状況調査結果の概要 ○ 経済産業省における外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資審査等の考え方に基づく対内直接投資審査等の考え方	
▼ 東芝におけるガバナンス変革と株主・資本市場との対話 小野田 貴 三三·73 下 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」の概要 松本加代・中野正太 三三·4 と投資家のスチュワードシップ活動のいくつかの断面――「機関投資家に聞く」第一期をふりかえって――	の実態・光と影の実態・光と影 秋 山 健 太東京大学比較法政シンポジウム	野澤大和・辰巳 郁 三三:25 25 25 25 25 25 25 25

	2020年下期系列	町町●岡 争 法 笏
と今後の実務展望 大田 洋・松永徳宏 三雲・7 大田 洋・松永徳宏 三雲・7 大田 本の実務への示唆〔上・下〕 一次はいったのに、	一	(8・完)
▽「社外取締役の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「社外取締役会の在り方に関する実務指針」の要に、 「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	横要 (一令和二年法務省令第五二号──
日本市場との対話 小 野 田 貴 三三八・73 本市場との対話 ・ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	行 商 四 新	

2020年下期索引 旬刊●商 事 法 務

ント〔上・下〕(座談会)

神田秀樹・坂本里和・田村俊夫

日戸興史・武井一浩

▽FCPAリソースガイドの改訂を踏まえたコ 第六〇回東京大学比較法政シンポジウム 企業が直面することの多い論点を中心に ンプライアンス・プログラムの整備-【M&A・組織再編・事業再編・MBO等】 ビズムの実態・光と影 海外におけるヘッジファンド・アクティ 大 輔 三票·37 太 三三・48 —日本

▽事業再編実務指針とポートフォリオマネジメ ▽令和元年改正会社法の実務対応(8·完) IV その他の改正が実務に与える影響 & A の活用 混合対価M&Aに係る法整備の必要性 -攻めのガバナンスのための混合対価M 内田修平·邉 英基 三三·32 岡 義 之 三 · 23

組織の変革に向けて~」の解説 「事業再編実務指針~事業ポートフォリオと 疋田正彦・白岩直樹 三兲:6 三美.18

▽「公正なM&Aの在り方に関する指針」を踏 まえた開示状況の概要 香川隼人・行廣侑真 三美:30

および主要な企業結合事例 令和元年度における企業結合関係届出の状況 中 谷 慎太郎 三三三 39

▽東南アジアにおけるテクノロジー企業への投 資実務と留意点 小松岳志・竹内 鈴木健太·竹内勇起 三º25

【買収防衛 湯田 聡・川端 遼

三 三 53

▽東芝機械の「特定標的型・株主判断型」買収 導入型買収防衛策の法的論点の検討 防衛策について〔上・下〕-―いわゆる有事

> 洋 松原大祐・政安慶一

| 買収防衛策の有事導入の理論的検討-買付けの強圧性への対処 -公開 三四

▽二○二○年総会の動向と新時代の展望⑦ 総 园· 4

の動向――二〇二〇年六月総会を踏まえて 敵対的買収防衛策の導入状況ともの言う株主 茂木美樹・谷野耕司 三哭· 27

【株式交付

▽令和元年会社法改正の意義 (8・完) 株式交付制度 〈実務家コメント〉 野 和

▽令和元年改正会社法の実務対応(7) 株式交付を用いた株対価公開買付け 裕

▽令和元年改正会社法に関する金商法上の諸論

株式交付と公開買付規制

株式交付・株式の無償発行と発行開示規制 谷 П 達 哉 三 翌 17

▽会社法施行規則等の一部を改正する省令の概 令和二年法務省令第五二号-哉 三吾·31

渡辺 諭・藺牟田泰隆 金子佳代・若林功晃

▽会社計算規則の一部を改正する省令の解説 【計算·開示 令和二年法務省令第四五号

会社法施行規則等の一部を改正する省令の概 藺牟田泰隆・金子佳代・若林功晃 三三・4 令和二年法務省令第五二号-

渡辺 諭・藺牟田泰隆

金子佳代・若林功晃 三 男・4

>令和元年改正会社法の実務対応(8・完 その他の改正が実務に与える影響 【商業・法人登記

太田 三三三 10

38

≣ 葁 12 4

三 三 14

株式交付・株式の無償発行と発行開示規制 達 哉 三三0.31

▽東芝機械の「特定標的型・株主判断型」買収 防衛策について〔上・下〕――いわゆる有事

太田 洋・松原大祐・政安慶一

▽買収防衛策の有事導入の理論的検討 三 三 三 10 公開 三三 · 38

▽令和元年改正会社法に関する金商法上の諸論 島崎征夫・森 卓也・西原彰美 三霊・4

とめの解説 報の把握促進に関する研究会」議論の取りま「商業登記所における法人の実質的支配者情 慶・南野雅司 三三・13

金商法

【金商法改正関係一般】

▽他社株買付府令等の改正および公開買付けに 関するQ&A追加等の解説

▽金融サービスの利用者の利便の向上及び保護 等の一部を改正する法律の概要 を図るための金融商品の販売等に関する法律 島崎征夫・森 卓也・西原彰美 三翌・4

大・荒井伴介 三哭:4

実務問答金商法の理論的検討〔上〕 【有価証券報告書·届出書等】

▽二○二○年経営者報酬制度の設計・開示状況 飯田秀 総 三晃·12

▽令和元年改正会社法に関する金商法上の諸論 の傾向と分析 内ヶ﨑茂・鈴木啓介 阿部倫美·西本優太 三熙·32

 \Box

導入型買収防衛策の法的論点の検討-

買付けの強圧性への対処

▽他社株買付府令等の改正および公開買付けに 関するQ&A追加等の解説

— 6

2020年下期索引 旬刊●商 4	事 法 務 ———————————————————————————————————
 ● E 秀 総 三巻・22 ■ CGコード・SSコード、ESG・SDGs等、エンゲージメント・一R マベノミクス下の企業統治改革――二つのコードは何をもたらしたのか企業統治改革の帰結と今後の改革方向 最終回[上・下] 宮島英昭・齋藤卓爾 三三・4 三三・31 ◇ 欧米諸国におけるコーポレートガバナンス・スチュワードシップの進展――日本の進むべき方向性とは―― 日本の進むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むべき方向性とは―― 日本の道むるここ室・4 54 46 52 52 52 52 54 54 54 54 55 52 52 52 54 54 55 50 54 55 50 54 55 50 55 50 55 50 50 50 50 50 50 50 50	で (下) (下) (下)
ESG情報の開示に関する日本取引所グループの取組みについて 鳥 居 夏 帆 三 三・46 プの取組みについて 鳥 居 夏 帆 三 三・46 人的資本に関する内外法制・企業と機関投資 家との対話の動向 藤 本 卓 也 三 三・46 一	エー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
□ 主要・	

スチュワードシップの進展──日本の進むべ▽欧米諸国におけるコーポレートガバナンス・ ▽令和元年改正独禁法と企業のリスク・ガバナ ▽FCPAリソースガイドの改訂を踏まえたコ ▽中国「信頼できない実体リストに関する規定」 ▽支配株主・支配的な株主を有する上場会社に V 第六〇回東京大学比較法政シンポジウム ンスへの影響 企業が直面することの多い論点を中心に一 ンプライアンス・プログラムの整備――日本 の制定と日本企業において注目すべき要点 おける少数株主保護 「サステナビリティ・ガバナンス」の重 海外の法制・動向 齋藤宏一・小西真木子 内ヶ﨑茂・中川和哉 多 -東証研究会「中間整 新字·李 佳 三쯾·50 水 田 大 輔 三 字·37 樹 三豐·22 明 三 . 22 三 三 37 -25

> ▽米国司 法省による問題解消措置マニュアル 介 0)

その他

▽二○二○年上半期ハイライト〔上・下〕 上半期の法令改正等の動向と当会・本誌の取

三 三 三 56 部 三量:55

コロナ禍における意義と企業法務の展望 「第一二次法務部門実態調査」への期待-

 ∇

第一六回 「商事法務研究会賞」受賞論文発表 市 三 三 52

▽二○二○年商事法務ハイライト なトピックと当会・本誌の取組み 本年の主 三哭•64

集 部

商事法務トピック

▽株主招集の臨時株主総会での買収防衛策の廃 ▽ガバナンス・サミット二〇二〇 ▽二○二○年版株主総会白書アンケート設問の とした研究会」報告書を公表 すべきかー 商事法務研究会、「仲裁法制の見直しを中 ポイント ―経営者はアクティビストにいかに対応 豊 豊 豊 ₩ 44 45 三型:52 三四· 42 心

▽東南アジアにおけるテクノロジー企業への投

内ヶ﨑

茂 三毫•40

要性と欧米における先端実務

資実務と留意点

小松岳志・竹内

聡・川端

遼

三豐· 53

海外情報

▽米SEC、議決権行使助言会社に関して委任 状勧誘規則を改正 三美:52

実務問答会社法

▽FCPAリソースガイドの改訂を踏まえたコ

新宇·李 佳 三 号·50

中国「信頼できない実体リストに関する規定」

の制定と日本企業において注目すべき要点

ンプライアンス・プログラムの整備――日本

企業が直面することの多い論点を中心に-

▽事業年度の末日後の会計監査人等の設置と監 簡易合併に関する諸問題 査の要否等 塚 本 英 巨 三量:55

▽欧米の役員トレーニ

・ニングの現状と日本への示 内ヶ﨑茂・大伊邦夫 三型・23

大 輔 三 (37

▽米国の二○二○年株主総会シーズンと今後の

三哭· 52

株主総会および取締役会における議長の資格 基 三 三 84

> ▽計算書類の作成が遅延している状況下での配 当と欠損填補責任 辺 邦

広 三 受·58

実務問答金商法

▽企業の情報発信と勧誘概念 ▽上場会社等の主要株主に関する金融商品 法上の諸問題 町田行人·上島正道 三三·45 散引

健太郎 三 三 86

○M&Aアドバイザリー業務の位置づけ

要な虚偽記載が存在する場合の民事責任(金>開示書類に発行者以外の者の情報に関する重 有吉尚哉・大越有人 三四:56

商法一八条、二一条の二関係) 慎 二 三豐·89

▽ファンド規制におけるルックスルーの要否 情報伝達・取引推奨規制の目的要件 酒井敦史·鈴木謙輔 三雲·54

実務問答金商法の理論的検討〔上・下〕 島 正 道

三野:62

田 三 三 元 12 総

三 三 三 2 2 2

商事法判例研究10.68~63

▽株式譲渡契約における価格調整条項および表 明保証条項の解釈 まどか 三景・39

▽詐欺行為に関与した会社の登記簿上の取締役 の対第三者責任 志 谷 匡 史 三兲·81

▽株主割当ての方法による新株発行に無効原因 があるとされた事例 伊藤吉洋 三 三:50

誤に関して会社法九条の類推適用に基づくホテル内に出店するマッサージ店の施術の過 テル運営会社の責任が肯定された事例 三里:77

注意義務 高橋陽 一三四 注意義務 高橋陽 一三四 三哭:48

8

木

弘

明

52

○条一項一号の「公開」
▽情報源を公にしないことを前提とした報道機

梅本剛正 三 型·57

米国会社・証取法判例研究心39~39

▽附属定款の定める役員の意義 楠 元 純一郎 三三・47

▽支配権の異動を伴う会社売却手続とbad faith 近藤光男三売・4

▽SECの利得吐出請求訴訟の提訴期間の制限 例 行 澤 一 人 三圀・56 も、なお完全公正基準が妥当するとされた事 認に対して現実の強圧性が認められなくて 認に対して現実の強圧性が認められなくて

属定款規定の無効 熊 代 拓 馬 三乭・56>被告側弁護士費用を敗訴原告へ移転させる附石 田 眞 得 三罕・54

貝料

⇒会社計算規則の一部を改正する省令新旧対照 ⇒会社計算規則の一部を改正する省令新旧対照 →会社法施行規則等の一部を改正する省令案新

対照条文(別冊付録) 三晃·75 >会社法施行規則等の一部を改正する省令新旧条文 三四・10

新商事判例便覧10.73~739

正前)四一二Ⅲ 福岡高裁那覇支部令2・2・27判一会社四八四Ⅲ、民(平成二九年法律第四四号改決権拘束契約)と法的拘束力の有無〕とした事例(令元泳二七九六)〔株主間契約(議強制をすることができる法的効力は認められないはついて、取締役選任議案賛成の意思表示の履行について、取締役選任議案賛成の意思表示の履行事例 二 本件の事実関係の下では、株主間契約事例 二 本件の事実関係の下では、株主間契約

刑事事件で肯定された証言の信用性および証券会 社元執行役員の知人に対する公開買付けの実施に 関する事実の伝達を否定し、当該証券会社から当 該元執行役員に対する損害賠償請求を棄却した事 関での三〇一四)「SMBC日興証券イン サイダー取引執行役員損害賠償請求事件」

。 金商二一の二Ⅰ、二四の四、二二、民七○九、会社四二九 大阪地裁令2・3・27判決 一 有価証券報告書等の虚偽記載が判明した例 二 有価証券報告書等の虚偽記載が判明した例 二 有価証券報告書等の虚偽記載に基づく損害賠償請求に例 二 有価証券報告書等の虚偽記載に基づく損害賠償請求に別して、一定の情報開示について、適時かつ正確な開展して、一定の情報開示後に取得した株主との関係では、相当因果関係が認められないとされた事例 二 有価証券報告書等の虚偽記載に基づく損害賠償請求に一八九九)〔東芝有価証券報告書等虚偽記載が判した。

息制限法の適用(消極、控訴審)〕

場級 なし 東京地裁平31・2・27判決 株式譲渡契約解 なし 東京地裁平31・2・27判決 株式譲渡契約内容を 要約書に記載のとおり解釈し、譲渡対象会社を当 事者とする解約不能な契約が存在したことが表明 (平29切九三二〇)〔ドリルパイプ売買契約解例(平29切九三二〇)〔ドリルパイプ売買契約解析で記述立下で、当該契約内容を 対示に係る表明保証違反事件〕

金納付命令取消請求事件(消極)〕 金納付命令取消請求事件(消極)〕 金納付命令取消請求事件(消極)〕 金納付命令取消請求事件(消極)〕 金納付命令取消請求事件(消極)〕 金納付命令取消請求事件(消極)〕

類引継否認事件(控訴審)] 福引継否認事件(控訴審)] 知明維否を否認した税務署長の判断が是認される子会社との間の適格合併につき、未処理欠損金全子会社との間の適格合併につき、未処理欠損金全子会社との間の適格合併につき、未処理欠損金を消失が適用されるとした事例 二 完善 特定資本関係五年超要件を満たす適格合併に一 特定資本関係五年超要件を満たす適格合併に一 特定資本関係五年超要件を満たす適格合併に一 特定資本関係五年超要件を満たす適格合併に

社法八五九条三号~五号に定める除名事由の該当る合同会社の社員に対する除名請求について、会法人税法違反、会計帳簿の開示拒絶等を理由とす法人の法違反。 東京高裁令元・12・11判決

れた事例(令元〉、三四二七)(合同会社社員除名性を否定した原審の判断が控訴審において是認さ

とができるとされた事例 (平30円一五九九九) [い 二一、会社一三五I 東京地裁令元·7·5判決 わゆるダブル株と株主権確認請求事件〕 受人が意思表示のみによって株式譲渡を受けるこ な目的で無効な株券を作成、譲渡した場合に、譲 れた事例 二 代表取締役兼一人株主が違法不当 無効化手続を経ずに発行された新株券が無効とさ る株券として発行する意思がなく、旧株券の株券 東京地裁令元・10・7判決 一 会社株式を表章す 会社二一七Ⅴ、二一八Ⅱ、二二八、一二八Ⅰ ことはできないとされた事例(平28円二九五一五 止規定違反による取得の無効は譲渡人が主張する の取得に関し、子会社による親会社株式の取得禁 いとされた事例 二 持株会による有限会社持分 旧有限会社法一九条二項および二一条に違反しな 〔法研ホールディングス株主権確認等請求事件〕 有限(平成一七年法律第八七号廃止前)一 有限会社の社員の出資による持株会の設立が

3413 会社八三一 I ①、三〇 書類の印影と届出印の不一致を理由とする株主総裁令元・7・12判決 ─ 原審同様に、株主の提示会社八三一Ⅰ①、三○八Ⅰ、三一○Ⅰ 札幌高63 63 議取消請求・入場拒否禁止請求事件(控訴審)〕 止された事例(平31永八三)〔出席拒否(印鑑不 を理由とする将来的な株主総会への入場拒否が禁 原審同様に、提示書類の印影と届出印の不一致等 への出席拒否が決議取消事由とされた事例 三 れている場合に、株主の弁護士に対する株主総会 会への出席拒否が決議取消事由とされた事例 二 致および代理人弁護士出席) に係る株主総会決 原審同様に、定款で代理人資格が株主に限定さ

> る損害賠償請求事件 29 (7)三〇四〇二) (一人株主と善管注意義務に

算定方法(平28ビ三八四) (MAGねっとホール における会社法一七二条一項の「取得の価格」の 項付種類株式とし、同株式の全部を取得する場合 等をした者に当該株式が帰属するとした事例(令 会社の親会社が当該株式会社の株式を全部取得条会社一七二Ⅰ 東京地裁令2・7・9決定 株式 締役の職務執行停止仮処分申立事件 元ヨー八)〔募集株式の引受人の特定等を伴う取 1・27決定 募集株式の発行に際し、出資の履行

整備義務違反を認めて、原審判断を是認した事例策が不十分だったことなどを理由に内部管理体制去に行政処分を受けたにもかかわらず、再発防止商品先物取引を受託する会社の取締役につき、過 義務違反控訴事件〕 (平30永九三六)〔コムテックス内部管理体制整備

二一、会社一三五I 東京高裁令元·11·21判決 相 有限(平成一七年法律第八七号廃止前)一九、 3419 いとされた事例 二 子会社による親会社株式の旧有限会社法一九条二項および二一条に違反しな 二八)〔法研ホールディングス株主権確認等請求 張することはできないとされた事例(令元永三四 取得禁止規定違反による取得の無効は譲渡人が主 有限会社の社員の出資による持株会の設立が

二四三)〔INPEX増資インサイダー して取り消すべきであるとされた事例 ついて、重要事実の伝達の事実が認定できないと 付けを行ったことを理由とする課徴金納付命令に 増資に係る重要事実の伝達を受けながら株式の売 金商一六六Ⅲ 東京高裁令2・6・25判決 公募 (令元行コ

為について善管注意義務違反を否定した事例

一人株主の同意がある取締役の行四二三I、民六四四 東京地裁平

納付命令取消請求事件)]

民八五、六五七、六六五の二、四一五、五五

(スタッツインベストメントマネジメント課

民事保全二三Ⅱ、会社二○六 大分地裁令2・

通貨(暗号資産)が流出したとして、仮想通貨(暗 トの開設者が、第三者の不正アクセスにより仮想

決 仮想通貨 (暗号資産) 取引に用いるアカウン

四七八、資金決済二V①

東京地裁令2・3・2判

▽二二四七号 (便覧№738) ディングス株式取得価格決定申立事件〕 3422 号資産)交換業者に対して求めた損害賠償請求等 貨(暗号資産)不正アクセス流出損害賠償請求等 が棄却された事例(平30ワ三八一七二)〔仮想通

▽二二五〇号 (便覧No.739) 理由とする、執行役に対する特定の取扱いを禁止 当たって株主に錯誤が生じるおそれがあることを 6・21決定 委任状と議決権行使書を提出するに 為差止仮処分命令申立事件(消極)〕 する仮処分命令申立てが認められなかった事例 (令元) 一三四) [LIXIL委任状勧誘違法行 会社四二二Ⅰ、民事保全二三Ⅱ 東京高裁令元・

ものとして権限濫用により無効とした事例(令元 ひいては、議案の議決を回避するためになされた 議長の閉会宣言について、議長の交代を回避し、 議が無効とはならないとした事例 二 取締役会 席・発言と当該取締役会決議の効力〕 (ネ三一九六) 〔取締役会への取締役以外の者の出 議に重大な影響を与えたものとはいえず、当該決 への取締役以外の者の出席・発言が、取締役会決なし 東京高裁令元・12・5判決 一 取締役会

なる弁済を受領させたことについて、会社法四二 対象となり、かつ、利息制限法違反により無効と が、株式会社をして、破産法上の否認権の行使の 反の弁済の受領に係る取締役の任務懈怠責任事件 九条一項の損害賠償責任を負うとされた事例(平 会社四二九Ⅰ、破産一六二Ⅰ①イ、一六二Ⅱ②、 東京地裁令2・1・20判決 代表取締役

3424 6.30判決 ソーシャルレンディング事業者およ 事件(みんなのクレジット事件)〕 〔ソーシャルレンディング虚偽勧誘損害賠償請求 の成立が認められた事例(平29切三〇五七一) びその貸付先となった関係会社等に共同不法行為 民七〇九、 七一九、会社三五〇 東京地裁令2:

ニュース

▼二三三五 (七月五日) 号

公取委、「独占禁止法改正法の施行に伴い整備す る公正取引委員会規則等について(判別手続関 係等)」を公表 等に対する意見募集を開始

東証、「新型コロナウイルス感染症に関連する情 対話の実質化検討会」第六回会合を開催 「サステナブルな企業価値創造に向けた

証券監視委、「金融商品取引法における課徴金事 例集~不公正取引編~」を公表 報の『公正な開示』に係る要請」を通知

平成三一(令和元)年の株主代表訴訟の新受件数

〈ショートリサーチ〉KAMの早期適用事例の概 一〇二〇年五月定時株主総会の概況

▼二二三六 (七月一五日)号

規制改革推進会議、 取りまとめる 規制改革推進に関する答申を 63

GPIF、「スチュワードシップ責任を果たすた 東証等、二〇一九年度株式分布状況調査の調査結 果を公表

国税庁、税務に関するコーポレートガバナンスの 充実に向けた取組みの資料を公表 めの方針」を改定

一〇二〇年六月内部通報制度認証(自己適合宣言

企業会計基準委員会、会計基準の最新の検討状 および今後の計画を公表

画」、「モニタリングレポート」および「監査事公認会計士・監査審査会、「モニタリング基本計 務所検査結果事例集」を公表

▼二三三八 (八月五・一五日) 号

法務省、商業登記所における法人の実質的支配者 政府、成長戦略実行計画等を閣議決定 とめを公表 情報の把握促進に関する研究会の議論の取りま

二〇二〇年七月内部通報制度認証(自己適合宣言 公取委、令和元年度主要企業結合事例を公表

二〇二〇年六月定時株主総会の概況

金融庁、「金融審議会 市場ワーキング・グルー 会社計算規則の一部を改正する省令(令和二年法二二三九(八月二五日)号 て」を公表 プ報告書 務省令第四五号)が公布される

東証、従属上場会社に関する研究会の第三回会議 を開催 た研究会」報告書を公表

証券監視委、「開示検査事例集」を公表

▼二二四〇 (九月五日) 号

法務省、会社法施行規則等の改正に関する意見募 二二四〇(九月五日)号 89 公取委、独禁法改正法の施行に伴い整備する関係 集を開始

東証、従属上場会社に関する研究会の中間整理を 政令等を公表

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別 措置法施行規則の一部を改正する省令が公布

改正公益通報者保護法についてのQ&

況 61

95

登録制度)登録事業者

▼二二三九 (八月二五日) 号

−顧客本位の業務運営の進展に向け

商事法務研究会、「仲裁法制の見直しを中心とし

第四四回金融審議会総会・第三二回金融分科会合 同会合が開催される

企業会計基準委員会、取締役の報酬等として株式 を無償交付する取引に関する取扱い

販売先情報の提供に関する規則」制定で意見照日証協、「社債券等の募集等に係る需要情報及び

経産省、サステナブルな企業価値創造に向けた対 国税庁、グループ通算制度に関するQ&Aを改訂 話の実質化検討会中間取りまとめを公表

総務省、経産省、DX時代の企業のプライ ガバナンスガイドブックを公表

二〇二〇年七月定時株主総会の概況

▼二二四一(九月一五日)号

東証、独立社外取締役の選任状況と指名・報 員会の設置状況を公表 酬 委 66

東証、「会計基準の選択に関する基本的な考え方_ の開示内容の分析を公表

経団連、「企業と投資家による建設的対話の促進 に向けて」を提言

総務省、法務省、経産省、「利用者の指示に基づ きサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号 化等を行う電子契約サービスに関するQ&A (電子署名法第3条関係)」を公表

適正化に関する法律施行規則改正省令案の概要法務省、表題部所有者不明土地の登記及び管理の に関する意見募集を開始

金融庁、乗合バスおよび地域銀行に関する独占禁 止法の特例法の施行規則案に対する意見募集を

·二二四二 (九月二五日) 号 登録制度) 登録事業者

二〇二〇年八月内部通報制度認証

(自己適合宣言

62

経団連、社会貢献活動に関するアンケート調査結

報告)」を公表 用性と信頼性の向上に向けた論点の検討(中間1本公認会計士協会、「企業情報開示に関する有

東京高裁、課徴金納付命令取消請求を認容した原 審判決に対する国の控訴を棄却 99

▼二二四三(一〇月五・一五日)号

経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬 法制審議会総会の第一八七回会議が開催される 入の手引」を改訂 の持続的成長のためのインセンティブプラン導 一企業

国税庁、グループ通算制度に関する取扱通達を制 経産省、人材版伊藤レポートを公表

定

経団連、株主総会におけるオンラインのさらなる |○二○年九月内部通報制度認証(自己適合宣言| 活用について提言

登録制度) 登録事業者

SSコード・CGコードのフォローアップ会議の **III四四 (一〇月二五日)号** 67 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の 第一回会議が開催される 第二〇回会議が開催される

ISS、二〇二一年版議決権行使助言方針改定案 で意見照会

ガバナンス・サミット二○二○が開催される 日本公認会計士協会、 レポートを公表 KAMの早期適用事例分析

の一部改正について公表 の上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等

最高裁、アドバネクス株主総会決議不存在確認等 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の 一○二○年九月定時株主総会の概況請求事件で、上告受理申立ての不受理を決定 第二回会議が開催される

▼二三四六 (一一月一五日)

企業会計審議会総会・第七回会計部会合同会合が

株主招集のプラコー臨時株主総会で買収防衛策が 開催される

二〇二〇年一〇月内部通報制度認証 言登録制度)登録事業者 (自己適合宣

▼二二四七 (一一月二五日) 号

却

れる

法務省、商業登記規則等改正案で意見募集 グラス・ルイス、日本向け二〇二一年版議決権行 第二一回会議が開催される 使助言方針を公表

二〇二〇年一〇月定時株主総会の概況

▼二二四九 (一二月|五日) 号 SSコード・CGコードのフォローアップ会議の11二四九 (一二月一五日) 号 72

第二二回会議が開催される

法務省、会社法施行規則等改正案で意見成長戦略会議、実行計画を取りまとめる 始 会社法施行規則等改正案で意見募集を開

二〇二〇年一一月内部通報制度認証 言登録制度)登録事業者 (自己適合宣

▼二三五〇 (一二月二五日) 号 東証、「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整 自民党、公明党、令和三年度税制改正大綱を公表二二五〇(一二月二五日)号 備について」を公表

記述情報の開示の好事例集二〇二〇を公へ(一一月一五日)号 60

廃止される

東京高裁、ユニバーサルエンターテイメント元代 ISS、二〇二一年版議決権行使助言方針を公表 金融庁、令和元年会社法等改正に伴う金融庁関係 政府令等の改正案を公表 表取締役に対する損害賠償請求事件で控訴を棄

▽IR視点を持った株主対応と経営戦略 三三・66 でアクティビスト株主との向き合い方~企業価

▽二○二○年版株主総会白書アンケートの意義

▽未来志向のガバナンスPDCA ▽政策保有株式縮減論に欠けている視点

▽社外取締役の心得

≪二二四八(一二月五日)号 66

SSコード・CGコードのフォローアップ会議の ▽CGコード再改訂へ向けた議論の注目点

▽バーチャルオンリー型株主総会の是非

「人財版伊藤レポート」が描く未来て福となす」ために

いわゆる議決権「不正集計」問題を

「禍転じ

三 三 105

三 三 三 70 106

▽日本の株主総会シーズンを占う米国のト時と有事―― レン 三野:62 苸

三型:66

▽新たな時代に入る社外取締役の選任のあり方 三哭·70

▽二〇二〇年 ▽女性活躍促進が生み出す多様な社会 ゆく年くる年 三 三 三 三 三 元 82 74

全株懇、提案書「会社法改正の概要と株式実務 「新時代の株主総会プロ の第八回会議を開催 ロセスの在り方研

スクランブル

の影響」を公表

▽ウェブ総会時代の幕開け

With/Afterコロナのガバナンス

への視点

▽株主総会の現在・過去・未来

経産省、 究会」